

## 「平成 30 年 3 月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ」が定められました

平成 29 年 3 月 23 日（木）、福島市内において、第 16 回福島県高等学校就職問題検討会議（会長：厚生労働省福島労働局職業安定部長、副会長：福島県教育委員会教育長、福島県商工労働部長）が開催され、平成 30 年 3 月新規高等学校卒業者に対する就職支援等について報告・協議がなされるとともに、採用選考の期日、ルール等を内容とする「申合せ」が別記のとおり定められました。

これにより今後、事業主、高等学校、関係行政機関等は、申合せ事項の遵守及び関係者への周知徹底を図ることとします。

## 平成30年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ

福島県高等学校就職問題検討会議において協議した結果、学校教育の充実を図り、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに求人秩序の確立を図るため、平成30年3月新規高等学校卒業者に係る生徒の応募・推薦方法等について、次の事項を遵守するとともに、関係者への周知徹底を図ることを申し合わせる。

### 記

#### 1 求人の申込及び受理について

求人票の受付は、平成29年6月1日から公共職業安定所において行い、高等学校における求人申込の受理及び公共職業安定所において受理した求人者の学校への提示は、平成29年7月1日以降行うものとする。

なお、新規高等学校卒業者を対象とする求人は、募集人数に大卒等（大学、短大、高専、専門学校等）を含めないことに留意し、適正な求人条件の確保及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人者の所在地を管轄する公共職業安定所の確認を受けることとし、確認印のない高卒用求人票（同写）による求人申込については、学校は生徒の推薦を行わないものとする。

また、募集事業主においては、求人票の提出にあたり、生徒の応募機会の均等を考慮したものとするが、やむなく、指定校での求人を行った場合でも、高卒就職情報WEB提供サービスにおいて求人情報を公開するよう努め、指定以外の学校より応募希望の生徒が出た場合は、生徒の受験機会の確保を図ること。

#### 2 文書募集について

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集は、平成29年7月1日以降行うこととし、内容については公共職業安定所において確認を受けた求人記載内容と異なるものであり、広告等掲載時は求人を受理した公共職業安定所名及び受理番号を掲載すること。

#### 3 学校及び家庭への事業主等の訪問について

求人活動のための学校訪問は、求人者の所在地を管轄する公共職業安定所に求人者の申込を行った後、学校の事前の了解を得たうえで行うこと。

また、求人者及びその委託を受けた者が直接生徒の家庭を訪問し、求人活動を行うことのないようにすること。

#### 4 応募、推薦について

新規高等学校卒業者の就職のための推薦開始の時期は平成29年9月5日（文書到達主義）以降とし、選考開始の時期は平成29年9月16日以降とすること。

また、応募書類については、「全国高等学校統一応募書類」により行うこと。

なお、生徒の応募推薦については、推薦開始の時点では一人の応募先は1社とし、平成29年10月1日以降は生徒が複数応募を希望し、募集事業主の承諾を得た場合に限り一人の生徒が同時に2社まで応募できるものとする

#### 5 応募推薦前の職場見学の実施について

生徒が自ら応募先の業務内容等を十分に確認した上で応募先を選定することは、就職してからの定着促進のためにも非常に重要なことから、高等学校は公共職業安定所と連携を図りながら、求人事業所の職場見学を実施することとし、併せて、募集事業主に職場見学の受入について協力を依頼すること。

ただし、応募前職場見学の実施に当たっては、早期選考及びその類似行為とならないよう留意すること。

#### 6 選考日及び選考結果の通知等について

応募書類を受理した募集事業主は、面接による選考日時を速やかに決定し、学校を経由して生徒に通知すること。また、選考を実施した募集事業主は、不採用になった生徒の次の応募の機会の確保を図ることを考慮し、選考結果をできる限り速やかに、書面により、学校を経由し、生徒に通知すること。

この場合、選考結果は、選考日から1週間以内をもって通知することを原則とするが、応募者が多数になるなどのやむをえない理由で上記の期日内に結果を通知できない場合は、学校、応募生徒にその理由を付して結果通知日の連絡を行うこととする。

#### 7 採用内定に対する通知等について

生徒は、応募事業主より採用内定を受けたときは、速やかに就職承諾書又は内定辞退届を学校を通じ事業主に提出すること。

この場合、採用内定通知を受けた日から原則1週間以内とするが、採用内定事業所より提出期限を指定された場合は、その期日までとすること。

また、学校は採用の内定を受け承諾した生徒が複数応募により他社に応募中の場合は、速やかに応募取消の通知を行うよう指導すること。

#### 8 採用内定の取消及び採用時期の繰下げ防止について

景気の変動による採用内定の取消や採用時期の繰下げは、採用内定者に与える影響が極めて大きいので、関係機関、経済団体等はこのような事態を招くことのないよう募集事業主に協力を要請すること。

## 9 公正な採用選考について

事業主は、生徒の職業選択及び均等な応募・選考機会の確保のため、採用選考に当たり、合理的な理由のない健康診断の実施など、本人に責任のない事項、本来自由であるべき事項で就職上の差別につながるおそれのある事項に留意し、応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考を行うこと。

## 10 関係機関の連携強化による就職促進

高等学校と公共職業安定所は、職業紹介業務連絡会議を開催し、この申し合わせに関する確認及び職業紹介の推進について必要な協議、調整を行うとともに生徒に対する職業相談、職業指導の充実を図り、職業観及び職業能力の育成に努める。

また、関係各機関は、早期内定を推進するための求人票早期提出の重要性及び職業意識の形成や早期離職の防止を図るための高等学校におけるキャリア教育充実のための諸事業について、県内事業所及び地域社会の協力が得られるよう、周知、広報に努めること。

## 11 就業開始時期について

就業開始の時期は卒業後とする。

なお、卒業前の実習、研修については、学業優先の観点からこれを行わないこと。

平成29年 3月23日

## 福島県高等学校就職問題検討会議

福島県商工会議所連合会  
福島県商工会連合会  
福島県中小企業団体中央会  
福島県経営者協会連合会  
福島県高等学校長協会  
福島県私立中学高等学校協会  
福島県産業教育振興会  
福島県高等学校進路指導協議会  
福島県教育委員会  
福島県  
厚生労働省福島労働局

# 「新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ」新旧対照表

厚生労働省福島労働局職業安定部

平成29年度	平成28年度
<p>名称 <u>平成30年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ</u></p>	<p>名称 <u>平成29年3月新規高等学校卒業者の就職に関する申合せ</u></p>
<p>福島県高等学校就職問題検討会議において協議した結果、学校教育の充実を図り、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに求人秩序の確立を図るため、<u>平成30年3月新規高等学校卒業者に係る生徒の応募・推薦方法等</u>について、次の事項を遵守するとともに、関係者への周知徹底を図ることを申し合わせる。</p>	<p>福島県高等学校就職問題検討会議において協議した結果、学校教育の充実を図り、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに求人秩序の確立を図るため、<u>平成29年3月新規高等学校卒業者に係る生徒の応募・推薦方法等</u>について、次の事項を遵守するとともに、関係者への周知徹底を図ることを申し合わせる。</p>
<p>1 求人の申込及び受理について            求人票の受付は、<u>平成29年6月1日</u>から公共職業安定所において行い、高等学校における求人申込の受理及び公共職業安定所において受理した求人の学校への提示は、<u>平成29年7月1日</u>以降行うものとする。            なお、新規高等学校卒業者を対象とする求人は、<u>募集人数に大卒等（大学、短大、高専、専門学校等）を含めないことに留意し</u>、適正な求人条件の確保及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人者の所在地を管轄する公共職業安定所の確認を受けることとし、確認印のない高卒用求人票（同写）による求人申込については、学校は生徒の推薦を行わないものとする。            また、募集事業主においては、求人票の提出にあたり、生徒の応募機会の均等を考慮したものとするが、やむなく、指定校での求人を行った場合でも、高卒就職情報WEB提供サービスにおいて求人情報を公開するよう努め、指定以外の学校より応募希望の生徒が出た場合は、生徒の受験機会の確保を図ること。</p>	<p>1 求人の申込及び受理について            求人票の受付は、平成28年6月20日から公共職業安定所において行い、高等学校における求人申込の受理及び公共職業安定所において受理した求人の学校への提示は、<u>平成28年7月1日</u>以降行うものとする。            なお、新規高等学校卒業者を対象とする求人は、適正な求人条件の確保及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人者の所在地を管轄する公共職業安定所の確認を受けることとし、確認印のない高卒用求人票（同写）による求人申込については、学校は生徒の推薦を行わないものとする。            また、募集事業主においては、求人票の提出にあたり、生徒の応募機会の均等を考慮したものとするが、やむなく、指定校での求人を行った場合でも、高卒就職情報WEB提供サービスにおいて求人情報を公開するよう努め、指定以外の学校より応募希望の生徒が出た場合は、生徒の受験機会の確保を図ること。</p>
<p>2 文書募集について            新規高等学校卒業者を対象とする文書募集は、<u>平成29年7月1日</u>以降行うこととし、内容については公共職業安定所において確認を受けた求人記載内容と異なるものであり、広告等掲載時は求人を受理した公共職業安定所名及び受理番号を掲載すること。</p>	<p>2 文書募集について            新規高等学校卒業者を対象とする文書募集は、<u>平成28年7月1日</u>以降行うこととし、内容については公共職業安定所において確認を受けた求人記載内容と異なるものであり、広告等掲載時は求人を受理した公共職業安定所名及び受理番号を掲載すること。</p>
<p>3 学校及び家庭への事業主等の訪問について            求人活動のための学校訪問は、求人者の所在地を管轄する公共職業安定所に求人申込を行った後、学校の事前の了解を得たうえで行うこと。            また、求人者及びその委託を受けた者が直接生徒の家庭を訪問し、求人活動を行うことのないようにすること。</p>	<p>3 学校及び家庭への事業主等の訪問について            求人活動のための学校訪問は、求人者の所在地を管轄する公共職業安定所に求人申込を行った後、学校の事前の了解を得たうえで行うこと。            また、求人者及びその委託を受けた者が直接生徒の家庭を訪問し、求人活動を行うことのないようにすること。</p>

平成29年度	平成28年度
<p>4 応募、推薦について  新規高等学校卒業者の就職のための推薦開始の時期は<u>平成29年9月5日</u>(文書到達主義)以降とし、選考開始の時期は<u>平成29年9月16日</u>以降とすること。  また、応募書類については、「全国高等学校統一応募書類」により行うこと。  なお、生徒の応募推薦については、推薦開始の時点では一人の応募先は1社とし、平成29年10月1日以降は生徒が複数応募を希望し、募集事業主の承諾を得た場合に限り、一人の生徒が同時に2社まで応募できるものとする。</p>	<p>4 応募、推薦について  新規高等学校卒業者の就職のための推薦開始の時期は<u>平成28年9月5日</u>(文書到達主義)以降とし、選考開始の時期は<u>平成28年9月16日</u>以降とすること。  また、応募書類については、「全国高等学校統一応募書類」により行うこと。  なお、生徒の応募推薦については、推薦開始の時点では一人の応募先は1社とし、平成28年10月1日以降は生徒が複数応募を希望し、募集事業主の承諾を得た場合に限り、一人の生徒が同時に2社まで応募できるものとする。</p>
<p>5 応募推薦前の職場見学の実施について  生徒が自ら応募先の業務内容等を十分に確認した上で応募先を選定することは、就職してからの定着促進のためにも重要なことから、高等学校は公共職業安定所と連携を図りながら、求人事業所の職場見学を実施することとし、併せて、募集事業主に職場見学の受入について協力を依頼すること。  ただし、応募前職場見学の実施に当たっては、早期選考及びその類似行為とならないよう留意すること。</p>	<p>5 応募推薦前の職場見学の実施について  生徒が自ら応募先の業務内容等を十分に確認した上で応募先を選定することは、就職してからの定着促進のためにも重要なことから、高等学校は公共職業安定所と連携を図りながら、求人事業所の職場見学を実施することとし、併せて、募集事業主に職場見学の受入について協力を依頼すること。  ただし、応募前職場見学の実施に当たっては、早期選考及びその類似行為とならないよう留意すること。</p>
<p>6 <u>選考日及び選考結果の通知等について</u>  <u>応募書類を受理した募集事業主は、面接による選考日時を速やかに決定し、学校を經由して生徒に通知すること。</u>  生徒に対する早期職業指導実施のため、<u>また、選考を実施した募集事業主は、不採用になった生徒の次の応募の機会の確保を図ることを考慮し、</u>選考結果をできる限り速やかに、書面により、学校を經由し、生徒に通知すること。  この場合、選考結果は、選考日から1週間以内をもって通知することを原則とするが、応募者が多数になるなどのやむをえない理由で上記の期日内に結果を通知できない場合は、学校、応募生徒にその理由を付して結果通知日の連絡を行うこととする。</p>	<p>6 選考結果の通知等について    生徒に対する早期職業指導実施のため、募集事業主は、選考結果をできる限り速やかに、書面により、学校を經由し、生徒に通知すること。    この場合、選考結果は、選考日から1週間以内をもって通知することを原則とするが、応募者が多数になるなどのやむをえない理由で上記の期日内に結果を通知できない場合は、学校、応募生徒にその理由を付して結果通知日の連絡を行うこととする。</p>
<p>7 採用内定に対する通知等について  生徒は、応募事業主より採用内定を受けたときは、速やかに就職承諾書又は内定辞退届を学校を通じ事業主に提出すること。  この場合、採用内定通知を受けた日から原則1週間以内とするが、採用内定事業所より提出期限を指定された場合は、その期日までとすること。  また、学校は採用の内定を受け承諾した生徒が複数応募により他社に応募中の場合は、速やかに応募取消の通知を行うよう指導すること。</p>	<p>7 採用内定に対する通知等について  生徒は、応募事業主より採用内定を受けたときは、速やかに就職承諾書又は内定辞退届を学校を通じ事業主に提出すること。  この場合、採用内定通知を受けた日から原則1週間以内とするが、採用内定事業所より提出期限を指定された場合は、その期日までとすること。  また、学校は採用の内定を受け承諾した生徒が複数応募により他社に応募中の場合は、速やかに応募取消の通知を行うよう指導すること。</p>

平成29年度	平成28年度
<p>8 採用内定の取消及び採用時期の繰下げ防止について 景気の変動による採用内定の取消や採用時期の繰下げは、採用内定者に与える影響が極めて大きいので、関係機関、経済団体等はこのような事態を招くことのないよう募集事業主に協力を要請すること。</p>	<p>8 採用内定の取消及び採用時期の繰下げ防止について 景気の変動による採用内定の取消や採用時期の繰下げは、採用内定者に与える影響が極めて大きいので、関係機関、経済団体等はこのような事態を招くことのないよう募集事業主に協力を要請すること。</p>
<p>9 公正な採用選考について 事業主は、生徒の職業選択及び均等な応募・選考機会の確保のため、採用選考に当たり、合理的な理由のない健康診断の実施など、本人に責任のない事項、本来自由であるべき事項で就職上の差別につながるおそれのある事項に留意し、応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考を行うこと。</p>	<p>9 公正な採用選考について 事業主は、生徒の職業選択及び均等な応募・選考機会の確保のため、採用選考に当たり、合理的な理由のない健康診断の実施など、本人に責任のない事項、本来自由であるべき事項で就職上の差別につながるおそれのある事項に留意し、応募者の適性・能力を基準とした公正な採用選考を行うこと。</p>
<p>10 関係機関の連携強化による就職促進 高等学校と公共職業安定所は、職業紹介業務連絡会議を開催し、この申し合わせに関する確認及び職業紹介の推進について必要な協議、調整を行うとともに生徒に対する職業相談、職業指導の充実を図り、職業観及び職業能力の育成に努める。 また、関係各機関は、早期内定を推進するための求人票早期提出の重要性及び職業意識の形成や早期離職の防止を図るための高等学校におけるキャリア教育充実のための諸事業について、県内事業所及び地域社会の協力が得られるよう、周知、広報に努めること。</p>	<p>10 関係機関の連携強化による就職促進 高等学校と公共職業安定所は、職業紹介業務連絡会議を開催し、この申し合わせに関する確認及び職業紹介の推進について必要な協議、調整を行うとともに生徒に対する職業相談、職業指導の充実を図り、職業観及び職業能力の育成に努める。 また、関係各機関は、早期内定を推進するための求人票早期提出の重要性及び職業意識の形成や早期離職の防止を図るための高等学校におけるキャリア教育充実のための諸事業について、県内事業所及び地域社会の協力が得られるよう、周知、広報に努めること。</p>
<p>11 就業開始時期について 就業開始（実習期間中の講習等を含む）の時期は卒業後とする。 なお、卒業前の実習、研修については、学業優先の観点からこれを行わないこと。</p>	<p>11 就業開始時期について 就業開始（実習期間中の講習等を含む）の時期は卒業後とする。</p>

(参考様式)

## 就職承諾書

平成 年 月 日

( 事業主 ) 様

(本人) 現住所

氏 名 印

このたび貴社より採用内定の通知をいただきましたので、  
卒業の上は貴社に就職することを承諾いたします。



(参考様式)

## 内定辞退届

平成 年 月 日

( 事業主 ) 様

(本人) 現住所

氏 名 印

このたび貴社より採用の内定通知をいただきましたが、  
下記の理由により、内定辞退をさせていただきたくお届け  
いたします。

記

(内定辞退の理由)

## 平成 30 年 3 月新規学校卒業者の選考等日程

	中 学	高 校 (中卒対象の専修学校高等課程を含む)	大 学 等 (採用選考に関する指針・大学等申合せ)
求人受理開始	平成 29 年 6 月 1 日	ハローワーク 平成 29 年 6 月 1 日 学 校 平成 29 年 7 月 1 日	平成 29 年 3 月 1 日 (職業安定機関取扱)
求人 の 提 示	平成 29 年 7 月 1 日 (連絡求人開始同)	平成 29 年 7 月 1 日	平成 29 年 6 月 1 日 (職業安定機関取扱)
推 薦 開 始	平成 29 年 12 月 1 日	平成 29 年 9 月 5 日 (文書到達日)	平成 29 年 6 月 1 日 (大学等申合せ)
選 考 開 始	平成 29 年 12 月 1 日	平成 29 年 9 月 16 日	平成 29 年 6 月 1 日
採用内定 (通知)	平成 29 年 12 月 1 日以降	平成 29 年 9 月 16 日以降	平成 29 年 10 月 1 日以降
就 業 開 始 日	平成 30 年 4 月 1 日 (労働基準法第 56 条により) 実習・研修等を含む	卒 業 後 実習・研修等を含む	—
文 書 募 集	行 わ な い	平成 29 年 7 月 1 日	—